

## 出席停止について

都立蒲田高校

学校保健安全法により、所定の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。  
出席停止の場合は、欠席扱いになりません。

登校を再開する際は、下記の「出席停止証明書」に記入の上、医療機関にかかった証明となるもの（病院の領収書等）のコピーを添付して、学校に提出してください。

東京都立蒲田高等学校長殿

出席停止証明書 \*保護者が記入してください

年 組 番 生徒氏名 \_\_\_\_\_

診断名 \_\_\_\_\_ 月 日より登校を再開します。

年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

\*ここに領収書等のコピーを添付してください（一部をのりづけ）

※担任記入（出席停止期間； 月 日～ 月 日） →保健室へ

（裏面：出席停止期間の基準）

主な感染症の種類 及び 出席停止期間の基準 R5.5～

|             |  |   |
|-------------|--|---|
| 第<br>二<br>種 | インフルエンザ  | 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで              |
|             | 百日咳  | 特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで    |
|             | 麻 し ん (はしか)  | 解熱した後 3 日を経過するまで                              |
|             | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)  | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|             | 風 し ん (3 日ばしか)   | 発疹が消失するまで                                     |
|             | 水 痘 (みずぼうそう)   | すべての発疹が痂皮化するまで                                |
|             | 咽頭結膜熱 (プール熱)   | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで                         |
|             | 結核、髄膜炎菌性髄膜炎  | 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで                    |
|             | 新型コロナウイルス感染症   | 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで          |
| 第<br>三<br>種 | コレラ、細菌性赤痢、<br>腸管出血性大腸菌感染症、<br>腸チフス、パラチフス、<br>流行性角結膜炎、<br>急性出血性結膜炎  | 症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで                   |
|             | その他の感染症<br>(医師の判断で出席停止扱いになるもの)<br><br>溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、<br>手足口病、伝染性紅斑、<br>ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、<br>マイコプラズマ感染症、など | 全身症状がなく、医師が登校を認めるまで                           |